

東海市公告第209号

東海市上下水道事業公告第31号

令和8年度及び令和9年度に、東海市、東海市水道事業及び東海市下水道事業が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（オープンカウンタを含む。）（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請の方法等を定めるため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第2項（政令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）並びに東海市契約規則（昭和44年東海市規則第11号）第5条第1項及び第20条の規定に基づき次のとおり公示する。

令和7年12月1日

東海市長 花 田 勝 重

東海市水道事業

東海市長 花 田 勝 重

東海市下水道事業

東海市長 花 田 勝 重

1 入札に参加できない者

次のいずれかに該当する者は、入札に参加できない。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 営業を行うにつき法令の規定により官公署等の許認可等を必要とする場合において当該許認可等を受けていない者
- (3) 国税、愛知県税及び東海市税を滞納している者
- (4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の関係者を経営に事実上参加させ、若しくは不正に財産上の利益を得るために使用し、又は当該関

係者に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えた者

2 入札参加資格審査の申請方法

入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより入札参加資格審査の申請をしなければならない。

(1) 受付期間

次に掲げる受付の区分に応じ、それぞれ次に定める期間（東海市の休日を定める条例（平成元年東海市条例第50号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。

ア 定時受付

令和8年1月5日（月）から同年2月16日（月）までの午前8時から午後8時まで

イ 隨時受付

令和8年4月1日（水）から令和10年2月15日（火）までの午前8時から午後8時まで

(2) 申請方法

あいち電子調達共同システム（物品等）（以下「システム」という。）において申請書フォームに必要事項を入力し、送信すること。

アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/>

(3) 別送書類

(2)による申請後、令和8・9年度入札参加資格審査申請要領（物品の製造・販売、物品の買受、役務の提供等）に従い、必要な書類を提出すること。

別送書類（各種証明書）は、別送書類送付書を除き、複写機による写しを認め、証明年月日が申請日から遡って3月以内のものに限る。

(4) 別送書類の提出期間

次に掲げる受付の区分に応じ、それぞれ次に定める期間に必着とする。ただし、当該期間の最終日が休日に当たる場合は、その日以後の最初の休日でない日を当該最終日とする。

ア 定時受付

(2)により送信した日から7日以内。ただし、(2)により送信した日が令和8年2月16日（月）以降の日である場合には、(2)により送信した日から同月24

日（火）まで

イ 随時受付

(2)により送信した日から 7 日以内

(5) 別送書類の提出方法及び提出先

次の提出先へ原則郵送するものとする。

ア 共通審査自治体に提出するもの

システムの申請画面に表示される共通審査自治体

イ 東海市に提出するもの

〒476-8601 東海市中央町一丁目1番地

東海市役所総務部検査管財課 契約担当

3 入札参加資格の有効期間

入札参加資格決定の日（定時受付分にあっては、令和8年4月1日（水））から令和10年3月31日（金）まで

4 変更の届出

2により入札参加資格審査申請をした者は、申請をした内容に変更があったときは、直ちに変更の届出をしなければならない。

5 資格の取消し等

入札参加資格を有する者が次のいずれかに該当する者であるときは、当該資格を取り消し、若しくは停止し、又はその事実があった後2年間入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用した者についても、また同様とする。

(1) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者

(2) 入札参加資格審査の申請に関し故意に虚偽の事項を申請した者

6 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

この公告に基づき受付した申請により入札参加資格者として認められた者で、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けたもの（以下「更生手続開始決定者」という。）又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたもの（以下「再生手続開始決定者」という。）は、再度の入札参加資格審査の申請を行う必要がある。

なお、更生手続開始決定者及び再生手続開始決定者は、再度の入札参加資格の認定を受けていないときは、入札に参加できない場合がある。

7 その他事項

申請方法については、令和8・9年度入札参加資格審査申請要領（物品の製造・販売、物品の買受、役務の提供等）を参照すること。